

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案		現 行	
別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（生命保険会社））		別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（生命保険会社））	
項 目	記 載 す る 事 項	項 目	記 載 す る 事 項
（略）	（略）	（略）	（略）
保険契約に関する指標等	一〇七 （略） 八 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ことの支払再保険料の割合	保険契約に関する指標等	一〇七 （略） 八 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ことの支払再保険料の割合
（略）	九・十 （略）	（略）	九・十 （略）

注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その

注 本表の作成に当たって、継続性が異なる指標については、その

旨を注記する。

別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（損害保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
(略)	(略)
保険契約 一〇六（略） 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険 指標等 を引き受けた <u>主要な保険会社等の適格格付業者（金融 庁長官が別に指定する者をいう。）又は海外において これと同等の実績を有する格付業者による格付に基 づく区分ごとの支払再保険料の割合</u>	八 （略）
(略)	(略)

注 本表の作成に当たっては、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。

別表（第二百十一条の三十七第一項第三号八関係（少額短期保険業者

旨を注記する。

別表（第五十九条の二第二項第三号八関係（損害保険会社））

項 目	記 載 す る 事 項
(略)	(略)
保険契約 一〇六（略） 七 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険 指標等 を引き受けた <u>主要な保険会社等の指定格付機関（企業内 容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規 定する指定格付機関をいう。）又は海外においてこれ と同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区 分ごとの支払再保険料の割合</u>	八 （略）
(略)	(略)

注 本表の作成に当たっては、継続性が異なる指標については、その旨を注記する。

別表（第二百十一条の三十七第一項第三号八関係（少額短期保険業者

)			
項 目	記 載 す る 事 項	(略)	保険契約 に関する 指標等 一〇五 (略) 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の適格格付業者(金融庁長官が別に指定する者をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付業者による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 七 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

)			
項 目	記 載 す る 事 項	(略)	保険契約 に関する 指標等 一〇五 (略) 六 保険契約を再保険に付した場合における当該再保険を引き受けた主要な保険会社等の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。)又は海外においてこれと同等の実績を有する格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 七 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)